

19 違法「民泊」を根絶し，安全安心で，市民生活と調和した「民泊」の実現

本市では，地域住民と観光客の安全安心及び宿泊観光と生活環境との調和の確保を図るため，職員体制を抜本的に強化（41名の専任職員，その他兼任職員も多数）するなど，違法「民泊」の根絶等に向け，徹底して取り組んでいます。

他方で，住宅宿泊事業法は地域の実情を踏まえた運用が可能なものとなっていない等の課題もある中，今後とも取組を継続・強化し，良質な「民泊」の推進を実現するため，次のとおり求めます。

提案・要望事項

- (1) 違法「民泊」を根絶し，安全安心で，市民生活と調和した「民泊」の実現のために新たに生じる財政負担への支援
- (2) 民泊制度コールセンターの充実など住宅宿泊管理業者や住宅宿泊仲介業者への指導・監督の徹底
- (3) 法の施行状況を踏まえた，課題の検討，制度の見直し

(厚生労働省，観光庁)

現状・課題

1 急増する「民泊」が引き起こすトラブルに対する本市の取組

全国的に、違法「民泊」施設は、無許可であることから防犯や火災等緊急時の対応、安全衛生設備等に問題を抱えており、また、宿泊客による騒音、ごみ処理、喫煙等のマナー違反による周辺住民の生活環境の悪化などの問題が生じている。本市では、違法「民泊」の根絶をはじめ、安全安心で、市民生活と調和した「民泊」の実現に向け、以下をはじめ徹底して取り組んでいる。

(1) 「民泊通報・相談窓口」の設置

平成28年7月に全国に先駆けて開設。これまでに**3,600件を超える苦情**に対し、**5,000回を超える現地調査を実施**し、**498箇所を営業中止**させるなど、違法「民泊」に対し毅然と対処し、その適正化を強力に進めた。

(2) 「民泊」対策に特化した専門チームの設置・職員体制の充実 **41名が専従**

平成29年4月に専門チームを設置（当初18名）。10月には20名体制に強化。さらに、平成30年4月からは、旅館業法及び住宅宿泊事業法に基づく**宿泊施設の監視指導を専門に担当する職員**と、消防法に基づく**消防設備の検査等を専門に担当する消防職員**、計**41名が専従**。

専門チームの設置に加え、消防や観光部門等の職員も含めた庁内横断的な対策チームも設置

(3) 本市独自ルールの制定

平成30年3月に、市内の「民泊」の現状を踏まえ、法的な限界にも挑戦しながら、適正な運営の確保を図るための条例をはじめとする本市独自ルールを制定・運用している。

「民泊」対策事業（30年度：1.5億円）

- ・ 「民泊通報・相談窓口」の体制強化
- ・ 違法な「民泊」施設の適正化指導の強化
- ・ 「民泊」仲介ウェブサイトの監視強化
- ・ 旅館業法の許可施設に対する監視指導の推進
- ・ 住宅宿泊事業法に基づく届出受付等体制の構築など

2 更なる取組の強化に向けて

住宅宿泊事業法においては、条例委任されているのは生活環境の悪化防止を目的とした事業の実施地域と期間の制限に限られており、**地域の実情を踏まえ、柔軟に運用できるように制度の見直し**が求められる。

要望

1 違法「民泊」を根絶し、安全安心で、市民生活と調和した「民泊」の実現のために新たに生じる財政負担への支援

住宅宿泊事業の適正な運営の確保を図るための、法に基づく届出受付等の体制や、自治体が十分な指導監督機能を発揮するために講じた体制の構築等に対する財政支援を速やかに実施すること

2 民泊制度コールセンターの充実など住宅宿泊管理業者や住宅宿泊仲介業者への指導・監督の徹底

- (1) 自治体に負担を転嫁することのないよう、**民泊制度コールセンターの24時間対応化**など、騒音に係る周辺住民の苦情の際など即応が必要なものに対して、住宅宿泊管理業者等の迅速・的確な対応を促すための体制整備が直ちに必要
- (2) 容易に違法「民泊」が営業できる環境の一掃のため、**無許可仲介サイトの取締りを徹底**するとともに、**仲介サイトへの無許可・無届施設の掲載削除**、**施設の所在地や旅館業法及び住宅宿泊事業法上の許可番号・届出番号の確認・掲載を義務付けるべき**

3 法の施行状況を踏まえた、課題の検討、制度の見直し

「民泊」を悪用した犯罪が立て続けに発生するなど、「民泊」に対する地域住民の不安は高まっている。法施行後も地域の実情を踏まえ、「民泊」の適正な運営を確保するため、**許可制の導入など法規制の見直しを進めること**